

田辺市都市計画マスタープランの改定(素案)に対する意見公簿(パブリックコメント)の実施結果について

1. 実施結果の概要

(1) 実施期間

平成30年9月3日(月)～平成30年10月2日(火)

(2) 意見の提出状況

提出者数	6名
意見数	22件
回答数	7件

2. いただいたご意見と田辺市の考え方

いただいたご意見の概要と市の考え方は、次のページからの表のとおりです。

なお、いただきましたご意見は、田辺市意見公募手続実施要綱第7条第2項第1号の規定により、「提出された意見の概要」について公表することとしております。また類似した意見内容につきましては、一つの意見番号として取りまとめさせていただいております。

意見 番号	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>P51河川・上下水道整備等の方針について、「公共下水道」については、社会的情勢を踏まえ、整備実施の是非を検討します、となっているが、是非の部分の表現を修正していただきたい。（3名からのご意見） （理由） 「背戸川の水質がそのまま放置できる水質でない」「食文化の発信地として味光路を含む中心市街地は観光資源としては重要な位置を占めているにもかかわらず、衛生環境整備が置き去られたままに外国人をはじめとする多くの観光客を受け入れている」ことから中心市街地における地域排水処理への取り組みを加えるようお願い致します。</p> <p>【都市マス変更前 P51】 下水道には、汚水処理を主な目的とした「公共下水道」と雨水排水を目的とした「都市下水路」があります。 「公共下水道」については、社会的情勢を踏まえ、整備実施の是非を検討します。 「都市下水路」については、概ね整備されているものの、一部に機能不足の箇所もあり、その解消に向けた取り組みと適切な維持管理に努めます。 現在、整備されているその他の生活排水処理施設（農業集落排水処理施設・漁業集落排水処理施設・地域排水処理施設）については、水質保全の観点から適切な維持管理を行います。また、これらと併せて、浄化槽設置整備事業を推進します。</p>	<p>中心市街地においては、特に「生活雑排水」の浄化が課題となっています。生活排水の処理については、公共下水道に代表される集合処理施設と、浄化槽に代表される個別処理施設に大別されます。 本市の公共下水道基本計画は、2008年（平成20年）3月に策定しており、事業着手時期等について検討していますが、事業化できていません。 中心市街地における生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や個別浄化槽などの生活排水処理施設の整備等が不可欠であり、今後も検討を進めるものであることから、マスタープランの表現についても再度検討を行います。</p> <p>【都市マス修正案 P51】 中心市街地における生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備等が不可欠であり、整備実現に向けた検討を進めます。 なお、現在、整備されているその他の生活排水処理施設（農業集落排水処理施設・漁業集落排水処理施設・地域排水処理施設）については、水質保全の観点から適切な維持管理を行います。これらと併せて、浄化槽設置整備事業を推進します。 また、都市下水路については、適切な維持管理に努めます。</p>

意見 番号	ご意見の概要	市の考え方
2	<p>考え方は、マスタープラン（案）とほぼ一致していますが、次世代に負担をかけないためにも、現在の市民の不満よりも次世代の満足を考えて取り組みが一番重要だと思います。</p> <p>災害危険エリアを避けた場所に居住を誘導し、都市機能の集中した「歩いて暮らせるまち」を実現し、教育や行政サービスを楽しんでも、農林水産業をより合理的に取り組めるまちの早期実現を希望します。</p> <p>「市民の理解・協力」「民間企業との連携」などを意識しながら、スピード感を持って取り組んでいただきたい。</p>	<p>持続可能なまちづくりの手段のひとつとして、「田辺らしいコンパクトシティ」の実現は重要な施策と認識しています。今後、マスタープランで示されたまちづくりを実現していくために、様々な施策の検討を行う中で、いただいたご意見等を参考にさせていただきます。</p> <p>その実現に向けて立地適正化計画の策定についても検討していきたいと考えています。</p>
3	<p>人口減少社会到来に対する備え、地域の衰退に陥らないための備えについて強力的に推進をお願いします。</p>	<p>「田辺市人口ビジョン」や「田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、国や和歌山県が推進していく少子化対策に加え、市独自の少子化対策に取り組むことで、子供を産み育てやすい環境をより一層充実させるとしています。また、やりたい仕事が地元になくことから、高校卒業後に市外へ進学・就職していることを重く受け止め、若年層の地元回帰（Uターン）を促す魅力的な仕事の創出をはじめ、子育て支援の充実による子育て世代の転入促進と転出防止、移住希望者に対するI Jターン施策の充実等を図るとしています。</p> <p>本計画でも、来訪者の利便性向上に寄与する市街地活性化施設の整備など、観光誘客の推進、交流人口の増大を図る取り組みを進めることによる地域経済の活性化を図っていくものとしています。</p> <p>また、観光振興、移住促進、定住促進のために、新しい産業をはじめとした多様な産業の振興などに関するまちづくりも進めてまいります。</p>

意見 番号	ご意見の概要	市の考え方
4	<p>準都市計画区域の説明内容が法令に整合していない。</p> <p>【都市マス変更前 P88】 ○計画的に市街地が形成されつつある城山台の企業団地と住宅地、並びに下三栖の企業団地については、まとまりある周辺区域も含め、田辺市の一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、準都市計画区域に指定しました。</p>	<p>法令に則った表現に改めます。</p> <p>【都市マス修正案 P83、P88】 ○計画的に市街地が形成されつつある地域については、まとまりある周辺区域も含め、田辺市の一体の都市として総合的に整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を、準都市計画区域に指定しました。</p>
5	<p>地域別構想の北東部には、城山台の企業団地と住宅地など以外にも企業や事業所が集積している箇所があるが、用途地域適用の検討を言及していないのはおかしい。</p> <p>【都市マス変更前 P88】 ○計画的に市街地が形成されつつある城山台の企業団地と住宅地、並びに下三栖の企業団地については、まとまりある周辺区域も含め、田辺市の一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、準都市計画区域に指定しました。また、新庄町田鶴付近の造成地と併せて、秩序ある市街地形成のため、用途地域の適用について検討します。</p>	<p>計画的に市街地が形成されつつある城山台等については、良好な市街地形成を促すために用途地域適用の検討をすとして記載しております。</p> <p>それ以外にも、既に市街地が形成されている又は市街化が進む可能性のある地域には、必要に応じて用途地域・特定用途制限地域・特別用途地区の指定を検討します。</p> <p>【都市マス修正案 P88】 ○計画的に市街地が形成されつつある地域については、まとまりある周辺区域も含め、田辺市の一体の都市として総合的に整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を、準都市計画区域に指定しました。</p> <p>○新庄町田鶴付近の造成地など既に市街地が形成されている又は市街化が進む可能性のある地域には、秩序ある市街地形成のため、必要に応じて用途地域・特定用途制限地域・特別用途地区の指定を検討します。</p>

意見 番号	ご意見の概要	市の考え方
6	<p>地域別構想の北西部、北東部は、都市計画区域と準都市計画区域が混在している。法令上は別個の区域であるため、分割するか又はまちづくりの方針等について記述を分けるべき。</p>	<p>地域別構想の北西部、北東部は大きなくくりとして「自然・農住共生地」と位置づけられている地域のため、一体として表現させていただいています。まちづくりの方針については、必要に応じて、都市計画区域と準都市計画区域を分けて表現しております。</p>
7	<p>都市計画区域の農住共生地域は都市計画税を納めているにもかかわらず、中心市街地と比較し、まちづくりの水準が低い。都市計画税の使い方が不公平である。</p>	<p>都市計画税とは、都市計画区域内に土地・家屋を所有されている方を対象とし、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられている制度であるため、田辺市としては都市の一体性などを踏まえながら、都市施設の適正な配置・整備などにより、計画的なまちづくりを進めてまいります。</p>

※図面や文章の内容について、誤解を与えかねない表現について、いくつかご指摘を頂きました。これらのご指摘については、再度図面や文章を検討し、必要に応じて改めさせていただきます。また、担当課においても最終版に向けて再検討を行います。

※ここに記載のないご意見についても、今後の田辺市の具体的な施策の参考にさせていただきます。